

## 審査手続規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏地域創造ファンド（以下、「この法人」という。）が行う助成金交付に関する審査手続について、審査会議の構成及び運営その他必要な事項について規定し、その円滑かつ適切な審査に資することを目的とする。

### (任務)

第2条 審査会議は、助成金を交付する民間公益活動の選定に向けて必要な審査を行い、その結果を理事長に書面で報告する。

### (構成)

第3条 審査会議は、この法人の理事会の承認に基づいて理事長が委嘱した委員で構成する。

2 審査会議は、公募の事業ごとにそれぞれ設けるものとする。

3 審査会議の委員（以下、「審査委員」という。）は、前項の審査会議ごとにそれぞれ3名以上とする。

4 審査委員は、民間公益活動につき優れた知見を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者の中から選定することとし、必ずこの法人の役職員以外の外部委員を含めることとする。

5 審査委員については、助成金を交付する団体又はこれらの団体になり得る団体の役員又はこれに準ずる者は選任しない。

6 審査委員が、就任後に助成金を交付する団体又はこれらの団体になり得る団体の役員又はこれに準ずるものに就任する場合には、事前に理事長に書面で申告するものとし、その場合は、審査委員の辞職など利益相反防止のため必要な措置を求めることがある旨を委嘱の条件として明示するものとする。

### (任期及び報酬等)

第4条 審査委員の任期は、原則として前条第1項の委嘱を受けたときから1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 外部委員が審査会議に出席した場合には、この法人が定める謝金基準に基づく報酬と交通費実費を支払う。

(開催及び招集)

第5条 審査会議は、理事長(理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは副理事長)が招集する。

(議事)

第6条 審査会議の委員長は、審査会議ごとに理事長が指名する。

2 審査会議の審査に必要な場合には、申請者から説明を求めることができる。

3 審査委員が審査対象者と利益相反関係にあることが判明した場合、審査委員はその旨を申し出るとともに、当該団体の審査に加わることはできない。

4 議事は出席した委員の過半数で決することとし、助成金を交付することが適当である者その他の審査結果を理事長に提出する。

(選定)

第7条 理事会は、理事長が提出した前条第5項の審査結果を踏まえて、助成金を交付する民間公益活動を選定する。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ理事会の承認を得た募集事業については、審査会議は、前条第4項の審査結果に基づき、助成金を交付する民間公益活動を選定することができる。この場合においては、選定結果を理事長に報告する。

(庶務)

第7条 審査会議の庶務は、事務局が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

## 附 則

この規程は、2019年12月22日から施行する。（2019年12月22日理事会決議）

## 附 則

この法人が公益認定を受けた日に、審査会議規程を廃し、この審査手続規程を施行する。  
(2025年3月24日理事会決議)